

報道発表資料

令和6年10月30日
独立行政法人国民生活センター

相談解決のためのテスト実施状況（2024年度第2四半期）

2024年度第2四半期（7月～9月）は、消費生活センター等からの依頼に基づいて、26件の商品テストを実施しました。

1. 実施件数の年度別推移

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024(※)
件数	190	154	182	130	114	57

(※) 9月末日までの累計

2. 商品分類別実施件数

商品分類	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	その他	計
件数	3	14	0	2	2	3	2	0	0	26

3. 商品テスト結果の概要一覧

*掲載されている商品テスト結果は、消費生活センター等が行う商品に関する消費生活相談処理を支援するため、依頼に基づいて実施したものです。詳細についてはお問い合わせいただいても回答致しかねます。

商品名	目的	商品テスト結果の概要
蜂蜜	「純粋」と表示されている蜂蜜を購入したが、品質が疑わしい。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品への異性化糖添加の可能性について、薄層クロマトグラフ法及び炭素安定同位体比法により調べたところ、薄層クロマトグラフ法では、異性化糖に残留するとされる、単糖が5つ以上結合したオリゴ糖類が検出された。一方、炭素安定同位体比法では、異性化糖が添加されている可能性は低いと考えられた。薄層クロマトグラフ法は、トチノキ(トチ)に由来する蜂蜜は偽陽性が出やすい傾向が指摘されていることから、苦情品に必ずしも異性化糖が添加されているとは判断できなかった。また、苦情品は、はちみつ類の表示に関する公正競争規約の組成基

商品名	目的	商品テスト結果の概要
		準7項目を満たすものであった。なお、苦情品には、食品表示基準において表示が義務付けられている栄養成分の量及び熱量の表示がみられず、食品表示法上問題となる可能性があった。
ココナツミルク	ココナツミルクの無添加という表示が疑わしい。表示に問題がないか調べてほしい。	日本語表示で乳化剤、漂白剤を添加していない旨の表示があった苦情品からは、容器に英語等の外国語で表示されていた乳化剤は検出されなかった。また、漂白に使用される添加物(亜硫酸塩)も検出されなかった。国内では、邦文表示のみが食品表示法による判断の対象となるが、英語等の外国語であっても、内容物に合わない表示は消費者に誤認を与える可能性があると考えられた。
飲料	紙パック入りの飲料を開封したところ、内容物に変質していた。容器のピンホールについて調べてほしい。	苦情品は、容器の上端の切り取られた部分にピンホールがあった可能性は否定できないが、現状において調べた範囲では、ピンホールは認められなかった。また、苦情品と同じ外箱に入っていた苦情同型品3点についても調べたが、ピンホールは認められず、苦情品で確認されたという内容物の変質等の異常もみられなかった。
オープンレンジ	オープンレンジの扉を開けようとしたところ、取っ手が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は取っ手の内部に付着した植物由来の油分によって溶剤クラックが生じ、扉の開閉を繰り返したことで亀裂が進展し、最終的に破断したものと考えられた。なお、取っ手内部に付着していた油分は、植物由来であることから、調理等で使用した油分が浸入した可能性が考えられた。しかし、苦情品の取っ手の材質であるポリカーボネートは、油分などの付着によって溶剤クラックを生じやすい特徴があることから、油等が付着した際には拭き取る旨、油等の付着によって破損する危険性がある旨を取扱説明書に追加などすることで、同種の破損は低減することができると考えられた。
コーヒーメーカー	水出し用のコーヒーメーカーを使用したところ、異音が生じて破損したため中のコーヒーなどが飛び散った。破	苦情品は何らかの原因により、コーヒーフィルターの角やねじ山付近にき裂が発生し、使用に伴って段階的にき裂が進展し、事故時に一気に破断に至ったものと考えられた。また、事故の際、苦情品の一部やコーヒー等が周囲の広い範囲に飛散してい

商品名	目的	商品テスト結果の概要
	損した原因を調べてほしい。	たことから、内圧が異常に上昇していた可能性が考えられた。しかし、き裂の起点と考えられる位置に異物や空隙(くうげき)、成形不良等の欠陥はみられず、内圧の異常上昇の原因となりうる目詰まり等の痕跡も確認できなかったことから、明確な原因の特定には至らなかった。
フライパン	フライパンを洗っていたところ、取っ手が折れた。取っ手が折れた原因を調べてほしい。	苦情品は本体と取っ手を接続する部品が適切に溶接されておらず、使用過程で生じた溶接部のき裂が事故時に一気に進展して破断に至ったものと考えられた。苦情同型品を用いた JIS に基づく取っ手の強度試験、繰返し強度試験では、本体と取っ手との残留たわみが基準を満たしておらず、さらに溶接部断面を観察したところ、溶接部に空隙(くうげき)がみられたことから、当該商品の取っ手の強度は改善の余地があるものと考えられた。
マグカップ	マグカップの取っ手が折れ、破損部で腕を切った。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は外観や破断面の観察において、破損の起点となり得る欠けや欠陥等の異常はみられず、持ち手が根本の 2 箇所ではほぼ同時に一気に破断したものと考えられたが、破損した原因の特定には至らなかった。なお、苦情品の材質は苦情同型品と差異はみられなかった。
圧力鍋	圧力鍋を使用したところ、ふたの樹脂部品の一部が溶けた。溶けた原因を調べてほしい。	苦情品の溶けて変形していたロックピンは熱可塑性のポリエーテルサルホンを主材としており、示差走査熱量分析を行ったところ、熱によって変形が生じるガラス転移温度は 185.6℃で、苦情同型品も同程度であった。また、苦情同型品を用いて、相談者の申し出内容を基に「白米ごはん」を炊飯し、炊飯する際の樹脂部品等の温度変化を測定したところ、ガラス転移温度を超える温度になることはなかった。このことから、苦情品のロックピンは、使用過程において周辺が意図せず炎に晒されるなどして、ガラス転移温度を超えた経緯があったものと考えられた。なお、溶けて変形していたロックピンの周囲は熱硬化性であるフェノール樹脂であり、異常は見られなかった。

商品名	目的	商品テスト結果の概要
蛇口用フィルター	蛇口用フィルターを使用したところ、異臭を感じた。商品に問題がないか調べてほしい。	現状の苦情品を通した水からは異常な臭気が感じられた。通した水道水の異常な臭気を低減させるよう、商品の改善が望まれた。
鍋	3年前に購入した鍋のフッ素加工が2回の使用ではがれた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、基材のアルミニウム合金が腐食していたことから、その影響で表面の塗膜が剥離した可能性が考えられた。なお、参考品(苦情品と同ブランドの仕様の近い鍋)は、JIS S2010の耐食性の基準を満たしていなかったことから、苦情品の塗膜が参考品と同等程度の品質を有していたと仮定すると、塗膜のピンホール等から浸潤した塩分等により、苦情品の基材が腐食した可能性が考えられた。
充電式モップ	充電式モップが故障し動かなくなった。故障した原因を調べてほしい。	苦情品は、注水口からの注水や排水の過程で、本体の隙間や注水口周辺から浸入した水分がバッテリーに付着し、バッテリーの絶縁シートやシュリンクフィルムに付着し、バッテリーの絶縁シートやシュリンクフィルムの隙間に滞留したことで内部の端子を腐食させ、最終的に断線して動作できなくなったと考えられた。なお、苦情品は防水構造ではなかったことから、商品や注意表示等に改善の余地があると考えられた。
冷暖房機	冷暖房機の冷房機能を使用したところ、吹き出す風が冷たく感じられない。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品から吹き出す風が冷たく感じられない原因は、空気を暖める機構はみられたが、冷却器等の空気を冷やす機構及び部品が搭載されておらず、冷風モードでも室温と同等の温度の送風となるためであった。
手提げ金庫	手提げ金庫の中のトレイで指を切った。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品のトレイの縁には細かいばりがみられ、このばりに触れたことで、けがを負ったものと考えられた。この縁について、参考として、日本の玩具安全基準及び米国安全規格に基づくシャープエッジテストを行った結果、鋭利な縁部とは判定されなかったが、製造工程等であらかじめ縁のばりを取り除くことや注意表示の追加などによって、安全性が高まると考えられた。
折りたたみ椅子	購入後4カ月で木製の折りたたみ椅子が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は、前脚と後脚を接続しているプレートを固定している溝付きスプリングピンが片持ち梁として着座時の荷重を受ける構造であり、プレートへの圧入部に曲げ応力が加わりやすいものであった。この

商品名	目的	商品テスト結果の概要
		<p>ため、着座時の荷重や折りたたみの開閉動作の繰り返しによって溝付きスプリングピンがプレートから徐々に抜け、最終的にプレートが前脚から外れて転倒したものと考えられた。しかし、苦情品は事故時の状態から著しく変形や劣化が進行していることや、苦情同型品が入手できなかったことから、新品時の組み立て状態や耐久性については不明であった。</p>
LEDシーリングライト	<p>LEDシーリングライトから異臭がしたため調べたところ、内部と天井が焦げていた。商品に問題がないか調べてほしい。</p>	<p>苦情品は電源基板及びLED基板の発熱量に対し放熱能力が不十分で高温になり、LEDチップの劣化を早めた可能性が考えられた。LED基板は複数のLEDチップで構成されているため、一つのLEDチップが故障すると、他のLEDチップへの負担が増加し、さらに劣化、故障が広がり、最終的に焼損に至ったものと考えられた。これらの事象は、LEDチップの個体差、使用時間や明るさ設定、取り付け環境等の複合的な要因によるうえ、発生まで時間がかかることから、同商品で確実に異常が発生するとは言えないものの、商品自体の放熱能力の不足が、電子部品の劣化を早め、故障を発生させる要因になっているものと考えられた。</p>
LEDシーリングライト	<p>LEDシーリングライトがちらつくため外してみたところ、天井取付部周辺が変色していた。商品に問題がないか調べてほしい。</p>	<p>苦情品は、電源基板及びLED基板の発熱が大きかったことにより、電子部品の劣化を早め、故障を発生させる要因となったほか、天井の壁紙の変色に至った可能性が考えられた。なお、苦情品は商品自体の放熱能力が不足していたことに加え、天井との隙間が小さかったため、放熱が妨げられ、より高温となったものと考えられた。</p>
スマートプラグ	<p>スマートプラグをエアコンに使用したところ、片側の栓刃の根元部分が焦げた。焦げた原因を調べてほしい。</p>	<p>苦情品は、片側の栓刃表面に熱を受けた痕跡があり、根元の樹脂に溶融及び変色がみられたこと、栓刃の寸法及び基板には異常がみられなかったことから、何らかの原因で栓刃が発熱したことによって根元の樹脂の溶融及び変色に至ったものと考えられた。栓刃の発熱の原因として、壁コンセントの刃受と栓刃との接触不良や異物の介在等による電気抵抗の増大が考えられたが、詳細な原因は不明であった。</p>

商品名	目的	商品テスト結果の概要
かばん	購入したかばんから異臭がした。商品に問題がないか調べてほしい。	モニターテストの結果、苦情品は、すべてのモニターがにおいを感じ、その多くが「やや不快」あるいは「不快」と評価し、一部が「使用したくない」と回答するものであった。かばんのにおいに関する規格・基準はないが、においの低減が望まれた。なお、苦情品から放散される物質としては、刺激臭、不快臭、特異臭を有するプロピオン酸、ヘキサナール、アセトアルデヒドと推定される物質が検出されたが、相談者が感じたにおいへの関与については不明であった。
杖	杖のねじが緩み、杖先が外れた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品は SG 基準の繰り返し試験で異常が見られなかったほか、歩行時の状況を模した繰り返しテストでも、つえ先に緩みは生じなかった。また、苦情同型品のつえ先を緩めた状態で、歩行時の状況を模した繰り返しテストを行ったところ、苦情品と同様にねじ山の摩耗が見られたことから、苦情品はつえ先の締結部が緩んだ状態で繰り返し使用されたためにねじ山が摩耗し、つえ先が外れたものと考えられた。なお、苦情品及び苦情同型品の取扱説明書には、つえ先が使用に伴い緩む可能性があること、緩んだ際には締めてから使用する旨の記載が見られたほか、2024 年 5 月製造の苦情同型品のつえ先と支柱の締結部には、苦情品の締結部では見られなかったカシメ跡があり、緩み防止として追加されたものと考えられた。
フットケア商品	酸を使ったフットケア商品を使用したところ、足に腫れやむくみが生じた。商品に問題がないか調べてほしい。	国内では化粧品中の α -ヒドロキシ酸濃度等に関する基準等はないが、苦情同型品のローションは、 α -ヒドロキシ酸の合計量が 7.24%、pH が 3.8 であり、FDA(米国食品医薬品局)が化粧品として安全であるとしている値(α -ヒドロキシ酸 10%以下、pH3.5以上)を満たしていた。
ソフトコンタクトレンズ用消毒剤	ソフトコンタクトレンズ用消毒剤にソフトコンタクトレンズを漬けていたところ変形した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品による同銘柄のソフトコンタクトレンズの変形は再現しなかった。また、苦情品の pH と浸透圧の値は別途購入した苦情同型品と変わらず、かつ、他の市販製品で得られている値の範囲内と考えられた。よって、調べた範囲では、苦情品の品質に問題

商品名	目的	商品テスト結果の概要
		はみられず、相談者が使用していたソフトコンタクトレンズが変形した原因は不明であった。
スマートウォッチ	スマートウォッチを装着していたところ、手首をやけどした。やけどをした原因を調べてほしい。	苦情品に故障はなく、充電端子間にも異常な電圧出力は確認されず、電気、化学やけどに至る要因は確認できなかった。また、相談者のけがの様子から、充電端子との接触部以外にも皮膚の損傷がみられ、せっけん消毒液の残留や金属の溶出等が一因となった可能性も考えられたが、原因の特定には至らなかった。
スマートウォッチ	スマートウォッチが充電できなくなり、交換品も同様の不具合が生じた。充電できない原因を調べてほしい。	苦情品①は、ディスプレイ及びヘルスセンサー基板の多機能クラウン用スイッチに係る機能の故障により、ディスプレイの表示や操作ができなくなっていた。また、苦情品②は、ヘルスセンサー基板の故障により、電源の ON/OFF に関係なく常に異常な電流が流れ続け、バッテリーが過放電の状態になっていた。苦情品①、②は別の要因による単品不良と考えられるが、いずれも外観に異常はなく、使用から短期間で不具合が生じていることから、品質改善の余地があるものと考えられた。
スマートウォッチ用バンド	スマートウォッチ用バンドを使用したところ、両手首がかぶれた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の皮膚接触面からは、皮膚への腐食性、刺激性、感作性といった影響があるとされる物質と推定された成分など、複数の成分が検出された。ただし、検出された成分が相談者の症状に関与していたかは不明であるため、因果関係の立証には医療機関の受診が必要である。
自転車(クロスバイク)	自転車(クロスバイク)で走行中に、前車輪が外れたため転倒した。前車輪が外れた原因を調べてほしい。	苦情品の前ホークつめは、不意にクイックリリースハブのカムレバーが緩んでも直ちに前車輪が外れない構造となっており、商品に問題はなかったものと考えられた。なお、苦情同型品について前車輪の保持を確認したところ、JIS の車輪の保持の基準を満たしていた。苦情品は、前ホークつめと前車輪のクイックリリースハブが接触する部分に摩滅痕がみられたことから、固定が緩んだ状態で、ある程度の距離を走行したものと推測された。また、購入後の相談者による組み立て以降に前車輪を脱着したことはないとのことから、当初から不適切な固定状態で使用されていた可能性が考えられた。

商品名	目的	商品テスト結果の概要
電動アシスト自転車	<p>電動アシスト自転車を使用していたところ、バッテリーを満充電しても、30分程度しか動作できなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。</p>	<p>苦情品はバッテリーの容量を測定した結果、仕様の約30%の容量まで低下していた。また、苦情品のバッテリー内部の密閉式鉛蓄電池の電解液が漏れていたことから、電池容量が低下し、短時間しか動作しなくなったものと考えられた。なお、苦情品のバッテリーは、バッテリー内部の鉛蓄電池の上下の向きが、ケースの外側からでは判別できないものであった。密閉型鉛蓄電池であるため、通常の使用や充電では液漏れしにくい構造であるが、上下逆さまの姿勢で充電した際に液漏れする可能性が考えられた。上下の向きをバッテリーの外側に表示し、逆さまの姿勢では充電や保管を避ける旨の注意書きを追加する等により、液漏れが発生する可能性を低減できるものと考えられた。</p>